

2020年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の試験日程延期に伴う受験者の官庁訪問について

令和2年7月31日（金）
各省庁人事担当課長会議申合せ

新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、2020年度国家公務員採用一般職試験の実施が延期されたことに伴い、「2020年度大学等卒業予定者等の採用について」（令和2年2月12日（水）各省庁人事担当課長会議申合せ）中、「7 2020年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）受験者の官庁訪問」は、各省庁において十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、特に地方在住受験者の地理的・経済的条件に最大限配慮し、可能な限り訪問機会の平等化を図るとともに、採用内定事務の効率化・円滑化、採用プロセスの透明性や公平性の確保を図るため、以下のとおり取り扱うこととする（別紙参照）。

なお、本申合せは、8月9日に一般職試験（大卒程度）第1次試験が行われることを前提として本年度に限り特別に申し合わせるものであり、新型コロナウイルス感染症に係る状況に鑑み同試験が再延期となる場合には、改めて日程等について検討するものとする。

- (1) 官庁訪問の開始は、9月3日（木）（以下「一般職訪問開始日」という。）の午前9時以降とする。

ただし、9月9日（水）から9月25日（金）までの間は官庁訪問を一切行わないこととする。

- (2) 内定の解禁は10月13日（火）午前9時以降とする。

各省庁は、内定の解禁が最終合格発表後とされていることを踏まえ、官庁訪問の対応を行うこととする。

なお、10月13日（火）午前9時は内定の解禁時刻であり、実際に内定の通知や関連する事務手続きが行われるのは後刻（10月14日（水）以降を含む。）になる場合もあり得る。

- (3) 各省庁は、一般職訪問開始日の午前9時までは、面接等の選考活動は一切行わないこととする。

各省庁は、遠隔地から訪問する受験者への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底する。

各省庁は、一般職採用者の業務の内容等について一般職試験受験者が求める情報を提供することを目的とする業務説明会を行おうとする場合には、新型コロナウイルス感染症予防対策の観点、学生の学修や大学等の学事日程、他の国家公務員等の採用試験の日程等も考慮してその実施方法と日時を定めるとともに、業務説明会の実施に当たっては、受験者が自主的に参加を判断できるよう、その後の選考活動に影響を与えないものではないことを十分に周知する。

各省庁は、当該業務説明会に参加しなかった受験者について、そのことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底する。

各省庁は、受験者に対する業務説明会を行おうとする場合には、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、実施等の日時、場所、参加方法、予約の受付等について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対する確に情報を提供しなければならない。

なお、業務説明会における受験者との質疑応答等や受験者からの電話、メール等による問合せへの対応に当たっては、選考活動と疑われることのないよう十分留意するものとする。

- (4) 官庁訪問は予約制を原則とし、各省庁は、9月2日(水)の午前9時から、電子メール、ウェブシステム等の多数の受験者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、一般職訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。

各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対する確に情報を提供しなければならない。

また、各省庁は、官庁訪問の予約がないことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底する。

- (5) 官庁訪問開始後の各日における訪問開始時刻は午前9時以降とする。

各省庁は、訪問した受験者への対応においては、受験者が他の官署を効率的に訪問することができるよう、できる限り待ち時間を縮減するなど訪問の効率化・円滑化に取り組むとともに、遠隔地から訪問する受験者に不利益にならないよう十分配慮することとする。

また、授業、試験、留学、教育実習等学生の事情を十分に勘案して面接等を行うこととする。

- (6) 各省庁は、受験者が採用に関する情報を容易に知ることができるよう、受験者への情報提供に十分配慮するものとする。

各省庁は、(3)及び(4)に定めるもののほか、採用予定のある機関ごとに、あらかじめ、業務説明会、官庁訪問等の日時、場所、参加方法、予約の受付等について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対する確に情報を提供しなければならない。

- (7) 地域官署への採用については、この申合せの範囲内において、当該地域の採用活動の実情に応じて、当該地域に所在する一般職採用官署の申合せにより、別の定めをすることができる。

- (8) 新型コロナウイルス感染症予防対策の観点や遠隔地から訪問する受験者の交通事情等を十分に勘案するとともに、ウェブ面接等を積極的に活用することとする。

また、受験者の間の公平性を担保するため、ウェブ面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより学生の評価に差がつかないように最大限の配慮をする。

各省庁は、対面による官庁訪問を行う場合は、必要最小限の範囲で行うことに努め、訪問した受験者への対応においては、受験者の体温の申告、換気の実施及び座席の間

隔の確保など徹底した新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で、面接回数や待ち時間の縮減、予約制による集合時刻や集合場所の分散など、訪問の効率化・円滑化に取り組む。

以 上

